

令和元年度 第5回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和元年8月19日（月） 午前9時 開議
未来創造センター 会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和元年度第4回定例会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（令和元年度第1回臨時会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第17号 宮古島市幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第18号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第19号 宮古島市文化ホール条例の一部改正について
- 日程第8 議案第20号 宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第21号 令和2年度宮古島市立学校使用教科書の採択について
- 日程第10 そ の 他

議案第17号

宮古島市幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、保育料等を改めるには、条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例（平成 27 年宮古島市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 65 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 1 号の内閣総理大臣が定める基準（当該児童が受けた教育が子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項第 3 号の特別利用教育であるときは、同条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準）により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする」を「第 2 号で定める額を限度として保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額とする」に改め、同条第 3 項中「子ども・子育て支援法第 59 条」を「法第 59 条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第 30 条の 4 第 2 号又は法第 30 条の 5 第 7 項第 2 号による認定を受けたものは、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 15 条の 6 第 2 項及び同項第 2 号に定める額を控除した額とする。

第 3 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、月の途中に入園する場合、その他教育長が特に必要と認める場合においては、別に教育長が定める日までに納付するものとする。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前条に定めた保育料又は通年利用の預かり保育料の 1 年分に相当する額の全部又は一部を前納することができる。

第 4 条中「市長」を「教育長」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第18号

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

消費税率の改正等に伴い、使用料の額の変更等、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例(平成 25 年宮古島市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 号を削る。

別表第 1 宮古島市佐良浜スポーツセンターの項を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 5 条関係)

名称	開場時間
宮古島市陸上競技場	(1) 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
宮古島市総合体育館	
宮古島市民球場	
宮古島市平良多目的屋内運動場	
宮古島市多目的前福運動場	
宮古島市城辺陸上競技場	
宮古島市城辺トレーニングセンター	
宮古島市下地陸上競技場	
宮古島市下地体育館	
宮古島市上野陸上競技場	
宮古島市上野体育館	
宮古島市伊良部勤労者体育センター	

別表第 3 の 1 の(1)表を次のように改める。

利用目的	入場料徴収 の有無	利用者	利用時間			
			9 時～13 時	13 時～ 17 時	9 時～ 17 時	17 時～ 21 時 30 分
陸上競技	入場料を徴	競技団体	円	円	円	円

場及びその他のアマチュアスポーツ並びに体育レクリエーションの普及振興のための催物に専用する。	収める場合	(宮古島市スポーツ協会並びに同協会に加盟する団体及びその下部組織をいう。以下同じ。)及び学校(大学を含む。以下同じ。)	6,050	6,050	1,210	6,050
		上記以外のもの	12,100	12,100	24,200	12,100
	入場料を徴収しない場合	競技団体及び学校	2,750	2,750	5,500	2,750
		上記以外のもの	5,500	5,500	11,000	5,500
上記の利用目的で利用する場合の練習のために団体に専用する。	入場料徴収の有無、利用者及び利用時間の区分に応じそれぞれ上記の場合の半額					
衛生施設	興行	1時間につき		2,750円		

	大会		440 円
--	----	--	-------

別表第 3 の 1 の(2)の表を次のように改める。

利用者	利用時間		
	9 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時 30 分
高校生以下	55 円	55 円	55 円
学生・一般	110 円	110 円	110 円

別表第 3 の 1 の(3)の表を次のように改める。

区分		使用料
会議室	1 室 1 時間につき	550 円
冷房設備		33 円
放送設備	1 日 1 回につき	550 円
シャワー	1 回につき	110 円
屋外照明	6 灯まで (日没～)	無料
	全灯 1 時間につき	1,650 円

別表第 3 の 1 の(5)の表を次のように改める。

区分		使用料
中・高校生	1 人 2 時間につき	110 円
学生・一般		220 円

別表第 3 の 2 の(1)の表を次のように改める。

施設	利用区分	利用時間					
		9 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時 30 分	9 時～17 時	13 時～21 時 30 分	9 時～21 時 30 分
一階運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 4,400	円 5,500	円 6,600	円 9,900	円 12,100	円 16,500
	入場料を徴収し、文化的催物及びプロスポーツ的な	13,200	14,300	17,600	27,500	31,900	45,100

	しない場合	催物の場合						
	入場料を徴収する場合	文化的催物	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の50人分を加算する。					
	徴収する場合	プロスポーツ的な催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。					
小運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合		385	605	715	990	1,320	1,705
	上記以外の場合		1,155	1,705	2,310	2,860	4,015	5,170

別表第3の2の(2)の表を次のように改める。

学生	2時間 55円	回数券（11回） 550円
一般	2時間 110円	回数券（11回） 1,100円

別表第3の2の(4)の表を次のように改める。

場内放送施設	1回につき 1,210円
会議室	1時間につき 1,210円
照明施設	1灯につき 38円
衛生費	4時間未満 1,760円 4時間以上 3,520円

別表第3の3の表を次のように改める。

宮古島市民球場使用料				
区分	小・中・高校生	一般・団体・大学生	職業チーム	その他
練習の場合	1時間につき 220円	1時間につき 550円	基本料金9時～13時 5,500円 13時～17時 5,500円 17時～21時30分 5,500円	基本料金9時～13時 5,500円 13時～17時 5,500円 17時～21時30分 5,500円

				超過料金 1 時間につき 1,000 円	超過料金 1 時間につき 1,100 円
大会入場の試合料徴収しない場合	1 試合につき 550 円	1 試合につき 1,100 円	1 試合につき 1,100 円	基本料金 9 時～13 時 5,500 円 13 時～17 時 5,500 円 17 時～21 時 30 分 5,500 円 超過料金 1 時間につき 1,100 円	基本料金 9 時～13 時 5,500 円 13 時～17 時 5,500 円 17 時～21 時 30 分 5,500 円 超過料金 1 時間につき 1,100 円
入場料を徴収する	基本料金 9 時～13 時 1,650 円 13 時～17 時 1,650 円 17 時～21 時 30 分 1,650 円	基本料金 9 時～13 時 1,650 円 13 時～17 時 1,650 円 17 時～21 時 30 分 1,650 円	基本料金 9 時～13 時 1,650 円 13 時～17 時 1,650 円 17 時～21 時 30 分 1,650 円	最高入場料（税込）に 100 を乗じて得た額に上欄の使用料を加算する。	最高入場料（税込）に 100 を乗じて得た額に上欄の使用料を加算する。
試合料徴収する場合	1 試合につき 880 円 第 2 試合から 1 試合増すごとに 440 円を加算する。	1 試合につき 1,320 円 第 2 試合から 1 試合増すごとに 660 円を加算する。	1 試合につき 1,320 円 第 2 試合から 1 試合増すごとに 660 円を加算する。		
照明施設使用料（1 時間当たりの使用料）					
小・中・高校生	2,200 円		1 時間未満でも 1 時間とみなす。		
一般・団体・大学生	2,750 円				
職業チーム	3,850 円				

その他		4,400 円
附属施設使用料		
シャワー室		1 人 1 回につき 110 円
会議室		1 時間につき 1,100 円※クーラー使用は 1 時間につき 550 円加算
場内放送装置一式		1 回につき 1,100 円
スコアボード 1 式		1 試合につき 220 円
衛生費	大会	1 時間につき (1 時間未満でも 1 時間とする。) 550 円
	その他	// 550 円

別表第 3 の 4 の表を次のように改める。

区分			全面 1 時間当たり使用料 (円/時間)	
			アリーナ	照明
利用者がアマチュア育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	小・中・高生	1,870 円	3,300 円
		大学・一般	3,740 円	
利用者が職業チームの場合	入場料を徴収する場合	小・中・高生	3,740 円	6,600 円
		大学・一般	7,480 円	
興行・その他	入場料を徴収しない場合		14,960 円	13,200 円
			上記使用料のほか、最高入場料(税込)の 100 人分を加算する。	13,200 円
			11,220 円	9,900 円

	入場料を徴収する場合		上記使用料のほか、最高入場料(税込)の100人分を加算する。	9,900円
衛 生 施 設	練習	1時間につき		330円
	大会	1時間につき		660円
	興行	1時間につき		3,300円

別表第3の5の(1)の表を次のように改める。

利用目的	利用者	利用時間			屋外照明料 1時間につき
		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	
アマチュアスポーツ並びに体育レクリエーションの普及振興のため	小中高校生	660円	660円	1,100円	1,100円
	大学生・一般	1,650円	1,650円	2,200円	1,100円
上記以外のもの		11,000円	11,000円	22,000円	2,200円

別表第3の5の(2)の表を次のように改める。

利用目的	利用者	利用時間		
		9時～13時	13時～17時	17時以降
アマチュアスポーツ並びに体育レクリエーションの普及振興のため	小中高校生	550円	550円	1時間 220円
	大学生・一般	1,100円	1,100円	1時間 440円
上記以外のもの		5,500円	5,500円	1時間 2,200円

別表第3の5の(3)中「200円」を「220円」に改める。

別表第3の6の表を次のように改める。

区分	利用時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,400円
	13時～19時	6,600円
	9時～19時	11,000円
専用使用以外の個人利用の場合	9時～日没	無料
夜間照明施設の利用の場合	日没～21時	
	1時間につき	
	半分（36灯）使用の場合	550円
	全部（72灯）使用の場合	1,100円

別表第3の7の(1)の表を次のように改める。

施設	利用区分	利用時間					
		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 2,200	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 5,500	円 7,700
	入場料を徴収しない場合	6,600	6,600	8,800	13,200	15,400	22,000
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の50人分を加算する。					
	徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。					

別表第3の7の(2)の表を次のように改める。

学生	2 時間以内 55 円
一般	2 時間以内 110 円

別表第 3 の 8 の表を次のように改める。

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9 時～13 時	4,400 円
	13 時～19 時	6,600 円
	9 時～19 時	11,000 円
専用利用以外の個人利用の場合		無料
夜間照明施設の利用の場合	日没から 21 時 30 分 まで 30 分につき	330 円

別表第 3 の 8 備考中「1,050 円」を「1,100 円」に改める。

別表第 3 の 9 の(1)の表を次のように改める。

施設	利用区分	利用時間					
		9 時～ 13 時	13 時～ 17 時	17 時～ 21 時 30 分	9 時～ 17 時	13 時～ 21 時 30 分	9 時～ 21 時 30 分
一階運 動室	アマチュアスポー ツ等に利用する場 合	円 3,300	円 3,300	円 3,300	円 6,600	円 6,600	円 9,900
	入場料 を徴収 しない 場合	7,700	7,700	7,700	15,400	15,400	23,100
	入場料 を徴収 する場 合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最 高入場料（税込）の 50 人分を加算する。					
	入場料 を徴収 しない 場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最 高入場料（税込）の 100 人分を加算する。					

別表第 3 の 9 の(2)の表を次のように改める。

学生	2時間以内 55円
一般	2時間以内 110円

別表第3の10の表を次のように改める。

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,400円
	13時～19時	6,600円
	9時～19時	11,000円
専用利用以外の個人利用の場合		無料

別表第3の10備考中「1,050円」を「1,100円」に改める。

別表第3の11の(1)の表を次のように改める。

施設	利用区分	利用時間					
		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 4,400	円 4,400	円 5,500	円 8,800	円 9,900	円 14,300
	入場料を徴収しない場合	8,800	8,800	9,900	17,600	18,700	27,500
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の50人分を加算する。					
	徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。					

別表第3の11の(2)表を次のように改める。

学生	2時間以内 55円
一般	2時間以内 110円

別表第3の「12 佐良浜スポーツセンター使用料」の表を削る。

別表第3の13の表を次のように改める。

12 伊良部勤労者体育センター使用料

区分	9時～12時	12時～17時	17時～21時30分	全日	超過料（1時間当たり）
一般	1,100円	1,650円	1,650円	3,850円	440円
高校生以下	550円	880円	880円	1,980円	220円
入場料を徴収する場合	5,500円	8,800円	8,800円	19,800円	2,200円
放送装置を使用する場合	330円を追加徴収する。	550円を追加徴収する。	330円を追加徴収する。	1,210円を追加徴収する。	

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第19号

宮古島市文化ホール条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

消費税率の改正に伴い、宮古島市文化ホールの使用料及び冷房料金を改めるには、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出します。

宮古島市文化ホール条例の一部を改正する条例

宮古島市文化ホール条例（平成 17 年宮古島市条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表を次のように改める。

入場料区分		時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9 時～ 17 時	13 時～ 22 時	9 時～ 22 時
無料			円	円	円	円	円	円
	平日		9,350	19,800	23,650	27,500	40,700	47,300
	土日・祝 祭日		11,550	24,750	29,700	34,650	51,150	59,400
500 円未満	平日		11,550	24,750	29,700	34,650	51,150	59,400
	土日・祝		14,300	30,800	36,850	42,900	63,800	74,250
	祭日							
500 円以上 1,000 円未 満	平日		14,300	30,800	36,850	42,900	63,800	74,250
	土日・祝		17,600	38,500	46,200	53,900	79,750	92,400
	祭日							
1,000 円以 上 1,500 円 未満	平日		22,000	46,200	56,100	64,900	95,700	111,100
	土日・祝		26,400	58,300	69,300	81,400	119,900	138,600
	祭日							
1,500 円以 上 2,000 円 未満	平日		26,400	58,300	69,300	81,400	119,900	138,600
	土日・祝		33,000	72,600	86,900	101,200	149,600	173,800
	祭日							
2,000 円以 上 3,000 円 未満	平日		33,000	72,600	86,900	101,200	149,600	173,800
	土日・祝		41,800	90,200	108,900	126,500	187,000	216,700
	祭日							
3,000 円以	平日		41,800	90,200	108,900	126,500	187,000	216,700

上 4,000 円 未満	土日・祝	51,700	111,100	135,300	158,400	234,300	271,700
	祭日						
4,000 円以 上	平日	51,700	111,100	135,300	158,400	234,300	271,700
	土日・祝	64,900	138,050	166,100	198,000	292,600	338,800
	祭日						

別表備考中「5,250 円」を「5,500 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第20号

宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

消費税率の改正に伴い、使用料を改めるには、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

宮古島市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校施設使用料徴収条例（平成 17 年宮古島市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「2,100」を「2,200」に、「4,200」を「4,400」に、「8,400」を「8,800」に改める。

別表備考中「315 円」を「330 円」に、「31 円」を「33 円」に改める。

別表の(2)の表中「1,050」を「1,100」に、「2,100」を「2,200」に、「4,200」を「4,400」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第21号

令和2年度宮古島市立学校使用教科書の採択について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和元年8月19日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

学校教科書の改訂に伴い、令和2年度より宮古島市立学校で使用する教科書については、教科用図書宮古採択地区協議会において選定した教科書の採択をする必要があるため、本案を提出します。